

令和6年度事業計画

相続登記申請義務化がスタートし、業務が多忙になることが予想される中、会員各位には、引き続き会務への協力をお願いする。特に増加する相続登記の問い合わせに対応出来るよう、相談事業を行う。また、その他の制度も含め、効果的な広報に取り組む。

研修事業を通じ研鑽を図り、法改正への対応を含め研修を実施する。さらに、会員が研修受講の義務を果たすことが出来るよう努める。

総務関係では、規則、規程等の見直しの有無を検討し、必要な場合には改正する。また、鳥取県土地家屋調査士会とも協力し、会館の維持管理を行う。

【総務・財務部】

1. 経費の節減と適正かつ効率的な支出に努める。
2. 資産・情報の保全管理に努める。
3. 会館の有効かつ適正な運営管理に努める。
4. 事務局の負担軽減に努める。
5. 会員証、補助者証の発行を行う。
6. 職印証明書の適正な交付管理に努める。
7. 会員の業務に関する「紛議調停規則」の適正な運用に努める。
8. 業務損害賠償保険に関する「事故処理委員会規程」の適正な運用に努める。
9. 事務局職員の苦情対応マニュアル作成について検討する。
10. 「役員等の選挙に関する規則」（役員定数及び地区割りの見直し）の改正について検討する。
11. 鳥取県司法書士会災害対応マニュアル作成について検討する。
12. 会員必携の改定版CDを発行する。
13. 事務局職員執務細則の改正を行う。
14. 会員証規程の改正について検討する。

【企画広報部】

1. 制度及び活動広報事業
 - (1) 広報誌、新聞等への広告掲載
 - (2) 当会ホームページの管理
 - (3) マスコミへの対応
2. 講師派遣事業
3. 所有者不明土地及び空き家問題対策事業
4. 法テラスとの連携、協力
5. 鳥取県更生保護給産会との連携、協力

【研修部】

1. 総合研修会

総合研修会は、研修の質の向上を図る観点から、研修の内容や方法に検討を加え、多数の会員が参加できるように配慮して開催する。

2. 法令実務研修会

法改正の有無、会員の要望、開催時期の問題、他の事業との関連、他団体との共催の要否などの諸事情を勘案し、必要に応じて隨時開催する。

3. 裁判実務講座

裁判所等の協力を得て、講義内容・講師を検討のうえ、必要に応じ開催する。

4. 日司連関係研修会

(1) 登録後一定期間を経過した会員を対象とする日司連年次制研修会を開催する。

(2) 日司連主催の各種研修会の受講を推奨する。

5. 地区研修会

会員が参加しやすいように東部・中部・西部の3地区に分かれて、地区の独自性を活かした研修会を開催する。必要に応じ、統一テーマによる研修会も検討する。

6. 中国ブロック会研修会

会員の積極的参加を促す。

7. 日司連の主催する中国ブロック会新人研修会の運営に協力する。

8. 新入会員研修

(1) 新入会員を対象に、新入会員研修会を開催する。

(2) 希望者を対象に、配属研修を実施する。

(3) 日司連の主催する以下の研修会への参加を奨励する。

① 中央新人研修

② 中国ブロック会新人研修会

9. リーガルサポート研修事業との連携

10. 特別研修への協力

日司連の主催する司法書士特別研修の運営に協力する。

11. 研修単位の認定

研修単位の認定・管理、会員への取得単位の通知及び12単位取得未達成者への単位取得要請を行う。

12. 研修12単位取得未達成者及び年次制研修会欠席者に対する研修受講勧告を行う。

【相談センター】

1. 相談会実施事業

(1) 常設電話相談を実施

(2) 相続登記相談センター運営

(3) 常設面談相談会を実施（東部・中部・西部の各地区）

(4) 法務局、他士業との合同相談会を実施

- ① 法務局にて登記相談会
- ② 鳥取県士業団体連絡協議会「暮らし・経営なんでも相談会」
- ③ 未来につなぐ相続登記推進プロジェクト相談会 等

(5) 中国ブロック会、日司連主催の相談事業に協力

- ① 中国ブロック会中国5県縦断法律相談会
- ② 中国ブロック会島しょ部一斉法律相談会 等

2. 相談員派遣事業

- (1) とっとり空き家利活用推進協議会主催の相談会
- (2) 自治体等主催の相談会
- (3) 法務局主催の相談会
- (4) 鳥取県との「空き家対策にかかる協定」に基づく空き家相談

【調停センター】

- 1. 調停手続の実施
- 2. 調停手続の利用促進及び調停の円滑な実施のため、次の事業を行う。
 - (1) 一般向け及び会員向けの広報
 - (2) 研修の実施
- 3. 鳥取県司法書士会調停センター手続実施規程の変更（改正ADR法への対応）を検討する。

【月報編集委員会】

- 1. 月報を毎月1回発行する。
- 2. 当会、日司連、中国ブロック会、その他の会議・活動報告等及び会員へのその他の伝達情報を掲載し、各種情報のタイムリーな伝達に努める。

【非司法書士排除委員会】

- 1. 法務局からの委嘱に基づく非司法書士実態調査に対し協力する。
- 2. 非司法書士排除の啓発活動、会員・法務局・裁判所等からの情報提供・収集等の方法により、司法書士業務を行い得ない者でありながら司法書士の業務とされている事務を反復継続して行っていると思われる者の不正を糾し、司法書士の業務執行の適正を期し、もって国民の権利の保護を図るための活動を行う。